聖宗三十四部の編成に見る遼朝の部族制

渡

邊

美

樹

は じ め 13

宗は、太祖二十部に含まれていた奚王府下の六部を再編するとともに、皇室奴隷や皇帝の私民集団である斡魯朶所 た。しかし、第六代聖宗(位九八二―一〇三一年)の時代に至ると、この部族体制に大規模な改変が加えられた。聖 遼朝支配下の遊牧諸部は、 初代耶律阿保機(太祖)の時代には、太祖二十部と呼ばれる二〇の部族からなってい

属戸などの非契丹人戸をもとに部族を増設し、新たに三十四部を編成した(聖宗三十四部)。

部族体制はこの聖宗の治世に完成したと目されている。(3) たちは司徒によって統括された。聖宗三十四部の編成以後、 丁男から部隊を編成し、 これら太祖二十部・聖宗三十四部は、行政上は北宰相府(北府)・南宰相府(南府)のいずれかに属した。各部は「一 節度使がこれを率いて各方面の統帥機関に所属し、辺境を防備した。他方、残された部民 遼において新たに部族が編成された記録はなく、 遼の

田正郎は、 聖宗による三十四部の編成は、 聖宗には国政を州県制・部族制の二本立てに集約する構想があり、皇室奴隷や斡魯朶所属戸から部族を 中央集権的な統治体制の確立を企図したものと解されてきた。例えば、

従来、

二六二

東

第一〇二巻

編成したのも、 その構想の下に全遊牧民を部族制で一元的に統治しようとしたためであるという。(4) また、 田 时実造

が三十四部編成の目的であったと説く。 は 太祖二十部の編成後に征服した諸部族の氏族共同体的要素を解体し、皇帝との封建関係のもとに再編すること

新たな解釈を提示した。それによれば、 太祖二十部の一つでありながら聖宗三十四部にも組み込まれた奚王府六部を手がかりに、三十四部の編成について これに対し、高井康典行は遼の部族が担った辺境防衛の機能に注目し、島田・田村の見解に異を唱えた。 その編成の目的は、 集権的な統治体制の確立や部族に対する支配の強化で 高井は、

はなく、 聖宗期の領土拡大に伴う辺境の軍備増強のため、各地に派遣する部族軍を拡充することにあったという。

部族の再編・編成を無批判に集権化と捉えるのではなく、聖宗期の情勢と、部族制の持つ軍事的役割を踏まえて

るのである。そうであれば、 井が着目した部族による辺防体制は、 考察した高井の見解は注目に値する。しかし、 高井の奚王府六部に対する考察、 奚王府六部が再編された当時には確立されていなかったことが指摘され 高井の見解にも検証を要する問題がある。 およびそれに基づいて論じられた三十四部編成の目 近年の研究において、高

次に、 そこで本稿では、まず奚王府六部の再編に対する高井説の問題点を検証し、この部族再編の意義を再解釈する。 聖宗期に増設されたその他の諸部について成立の経緯を検討し、聖宗三十四部がいかなる部族から構成され

的が妥当であるかは、

検討する必要があろう。

ていたのかを明らかにする。最後にそれを踏まえ、 なお、 引用史料に付した [] 内の頁数は、『遼史』(中華書局、 遼の部族制の捉え方について新たな視点を提示したい。

一九九三年、第五次印刷版。一九七四年、初版)、『宋

史』(中華書局、一九九〇年、湖北第二次印刷版。 一九八五年、 初版)、『続資治通鑑長編』(中華書局、二〇一二年、

刷版。 一九九二年、 初版)によった。

奚王府六部の再編

(1) 兀惹遠征と東北路統軍司

と、その後太祖が奚の反乱を鎮圧した際にその隠戸・逃戸を括出して編成した堕瑰部から成っていた。 団とされる北剋・南剋から北剋部・南剋部の二部が新設されて奚六部が再編された。 (九九四)一二月、聖宗の詔によって人口の少ない奥里・堕瑰・梅只の三部が奥里部に統合され、別に奚王直属の集 奚王府六部 (以下「奚六部」と略称)は、もとは太祖が侵攻して服属させた遥里・伯徳・奥里・梅只・楚里の五部 統和一二年

た部族軍の再編であったと結論した。 命じられていることの二点から、奚六部の再編とは、東北進出を企図した遼が、同方面の軍備を拡充するために行っ 路統軍司に所属したこと、②奚六部再編の翌年(九九五)に、奚王が牡丹江上流に勢力を張る集団、兀惹への遠征を この部族再編について、高井は、遼の部族が辺防軍の供出を担っていたことに注目し、①再編後の奚六部は東北

口蕃息」を理由に新設された点にも注目し、遼朝では部族軍の編成にあたって満たすべき定員数が存在した証左と また高井は、奥里・堕瑰・梅只の三部が人口の少ないことを理由に一部とされ、他方、聖宗三十四部の多くが「巨

する。以上から、聖宗の部族再編は、 領土拡大に伴う辺境の軍備増強の必要から、部族軍の編成が可能な人口規模

聖宗三十四部の編成に見る遼朝の部族制

渡邊

第一〇二巻 第三号 二六四

の遊牧・牧畜集団を、部族という単位に編成したものであると論じた。

東北路統軍司に改められたとされる。 置かれた統帥機関は東北路詳穏司であり、これが第八代道宗の咸雍七年から大康三年の間(一○七一─一○七七)に した時期は史料に明記されておらず、その再編と同時であるとは断定できない。近年の研究では、東北路に最初に しかし、高井が奚六部の再編を東北の軍備増強と関連づける論拠の①については、奚六部が東北路統軍司に所属

恒徳であり、東北路統軍司が関与した形跡は見受けられない。そして注目すべきは『遼史』巻八八、蕭恒徳伝の次(⑵ の四名である。このうち、遠征軍の総指揮を執る行軍都部署は奚王和朔奴、 より兀惹遠征への参与が確認できる者は、奚王和朔奴・東京留守蕭恒徳・護衛太保耶律斡臘・東京統軍使耶律奴瓜 また、東北路統軍司が奚六部の再編時に存在しなかったことは、兀惹遠征軍の構成からも裏付けられる。 副指揮官たる行軍副部署は東京留守蕭

の記述である。

利とし、許さず。兀惹死戰し、城拔く能わず。和朔奴、議りて引き退かんと欲するも、 く獲れば、猶お徒に返るに勝らん、と。 都部署和朔奴に從いて兀惹を討たんとするや、未だ戰わずして、兀惹、降らんことを請う。恆德、 るを以て、吾れ詔を奉じて來り討たんとするも、功無くして還らば、諸部、 我を何と謂わん。若し深く入り多 恆德曰く、 其の俘獲を 彼の倔强な

られる利益を優先し、これを聞き入れなかった。その結果、死力を尽くして戦う兀惹に遼の遠征軍は苦戦を強いら 和朔奴率いる遼の遠征軍が迫ると、兀惹は交戦を避けようと降伏を申し出た。しかし、 蕭恒徳は彼らとの戦いで得

遂には撤退を余儀なくされる。

この兀惹遠征において、 と述べ、従軍した諸部からの批判を懸念し、戦利品を獲得するよう和朔奴に求めている点である。このことから、 ここで注目されるのは、 遠征軍に参加した諸部の利害を保障する立場にあったのは東京留守たる蕭恒徳であったと 退却の意思を示す和朔奴に対し、蕭恒徳が「功無くして還らば、諸部、 我を何と謂わん」

とする高井の説には首肯できない。すると、この部族再編が持つ意味は改めて検討する必要があろう。 が存在したとは考え難い。したがって、同機関への所属をもって、奚六部再編の目的を東北進出に伴う軍備 こうした状況に鑑みても、奚六部が再編された統和一二年(九九四)の時点で東北路統軍司による辺境防衛の体制 0

考えられよう。

(2)奚王府六部再編の背景

とを理由に一部に統合された。そして、奚王直属の集団である北剋・南剋から新たに北剋部と南剋部が編成された。 前節の冒頭でも述べたとおり、統和一二年、奚王府下の六部のうち奥里・堕瑰・梅只の三部は、人口が少ないこ

これについて、『遼史』巻一三、聖宗本紀、統和一二年(九九四)条には注目すべき記述が見える。

かちて部と爲し、以て六部の數を足らしむ。(4) (一二月)詔して奚王府の奥里・墮隗(墮瑰)・梅只三部を幷せて一と爲し、其の二剋(北剋・南剋)もて各おの分

傍線部を見ると、北剋部・南剋部の新設は、奥里以下の三部の統合によって生じた欠を補塡し、「六部」という数を

聖宗三十四部の編成に見る遼朝の部族制

渡邊

二六五

東

揃えるための措置であったことが分かる。つまり、奚六部の再編は、あくまで奚王府六部から旧来どおり六部相当

の人戸を供出させることが目的だったと言えよう。

統和年間 (九八三—一〇一二) の前半は、奚六部に限らず遼の各部族で人戸の困窮・減少が問題となっていた。 『遼

巻一〇、聖宗本紀、統和三年(九八五)条には次のようにある。

て諸部の籍を閱するに、涅刺・烏隈の二部、戶少なくして役重し。幷びに量りて之を兗ず。(ユ) 三月乙巳朔、樞密奏すらく、契丹の諸役戸多く困乏すれば、富戸を以て之に代えんことを請う、と。上、因り

統和三年(九八五)、枢密使は「契丹諸役戶」の多くが困窮しているため、富戸に労役を代行させるよう上奏した。

これを受けて、聖宗は諸部の戸籍を閲覧し、 人戸の少ない涅剌部・烏隈部の役務を減免した。

しかし、これを考える手がかりとなるのが、次の『遼史』巻一○四、 この記述からは、なぜ諸部族の人戸が困窮・減少したのか、彼らがいかなる役を担っていたのかはうかがえない。 耶律昭伝の記述である。

統和中(九八三—一〇一二)、兄國留の事に坐し、西北部に流さる。會たま蕭撻凜、西北路招討使と爲り、之を愛 奏して其の役を兒じ、禮して門下に致す。……撻凜問いて曰く、今軍旅甫めて罷め、三邊宴然たるも、惟

だ阻トのみ隙を伺い動かんとす。……計將に安くにか出でんとする、と。昭、書を以て答えて曰く、……夫れ

更多く難うるに糠粃を以てし、重ぬるに

揺克を以てすれば、

敷月を過ぎずして、

又た復び困を告ぐ。

且つ、

畜 處を一にする無し。 西北の諸部、農時に當たる每に、一夫は偵候と爲り、一夫は公田を治め、二夫は糺官の役に給し、大率四丁室 **芻牧の事、妻孥に仰給す。一たび寇掠に遭わば、貧窮立ちどころに至る。春夏賑恤するも、**

牧は富國の本なり。 るに逋亡の戍卒、 隨時補調するも、 有司其の隱沒を防がんとし、之を一所に聚め、 風土に習れざるを以てし、故に日ごとに瘠せ月ごとに損り、 各おの水草の便地に就くを得しめず。 馴至耗竭す

立てによって十分効力を発揮していなかった。さらに昭は、 されればたちまち困窮してしまう状況にあるという。また中央からの賑給も、地方官吏の水増しや厳しい税の取 べた。それによれば、 西北路招討使蕭撻凜が侵略の機を窺う阻卜への対処を耶律昭に尋ねると、昭はその返答に先立って西北の状況を述 辺防の兵士が逃亡すると他所から人員が補充されるが、環境に適応できず衰弱していることを述べる。 現地の部族は男たちが斥候や兵士、あるいは公田の耕作に徴発されるために、ひとたび侵略 諸部族が逃亡防止のために遊牧地を制限されているこ

に皇太妃とともにタングートの鎮圧を命じられ、 彼に策を尋ねた蕭撻凜は統和年間の中頃に西方・西北方の遠征で功績を挙げた人物である。統和一二年(九九四 敵烈の反乱を平定、 その後、 オルホン川流域を根拠地とする遊牧集団、阻トの鎮定においても戦果を挙げた。 同一五年 (九九七) にはケルレン川上・中流域に割拠する遊牧集

年間中期の遼朝西北では、相継ぐ軍事動員と厳しい税徴収によって部族が困窮し、兵士・部民の逃亡が頻発してい 撻凛が西北路招討使を務めた正確な期間は不明であるが、統和二○年(一○○二)には南京統軍使を帯びているこ 敵烈・阻トの平定にあたっていた統和一五年から同二○年までの間の一時期と考えられる。つまり、

そして、撻凜が「今軍旅甫めて罷め」と述べるように、統和年間の前半は西北のみならず各方面で軍事的緊張が

聖宗三十四部の編成に見る遼朝の部族制

渡邊

たのである

東

第一〇二巻 第三号

二六八

高まった時代であった。 南方では、乾亨元年(九七九)に太原に拠っていた北漢が滅亡して以来、北宋との対立状態

との安定した交易を求めて独自に交渉を持とうとする旧渤海領の在地集団の統御に苦心していた。また西方でも が続き、統和四年(九八六)には燕雲十六州の奪回を標榜する北宋によって大規模な侵攻を被った。東北では、中原

統和初年にはタングートの討伐が行われる(後述)。

軍役と徴税の負担が主たる要因と考えられよう。そして、これとともに注目されるのは、 こうした状況に鑑みれば、統和三年条に見える契丹部族の困窮や人戸減少も、耶律昭伝に見える西北諸部と同様 統和年間に都合三度もの

戸口調査が行われている点である。『遼史』巻一三・一四、聖宗本紀には、次のように見える

丙申、 (統和九年)秋七月癸卯、戸口を通括す。……(同一五年三月)壬午、宮分の人戸を通括す。……(同二一年一一月) 南院部民を通括す。

太祖二十部の一つである六院部 (=南院部) の部民を対象に再度戸口調査が実施された。 統和九年 (九九一) に全国的な戸口調査が行われ、 同一五年 (九九七)には斡魯朶所属民を、二一年(100三)

ここに見える「通括」は、『遼史』巻五九、食貨志上の用例では「通く檢括し」とも言い換えられており、広く逃(22)

隠戸を検括し、軍役や賦租の上納を担う人戸を確保しようと腐心したことを示すものと考えられよう。 戸や蔭附民を検括することを指すと考えられる。右の状況を踏まえれば、一連の戸口調査は、 当時の遼朝が逃戸・

以上のような統和前半期の状況に即して見れば、奚王府六部の再編も、 部族の困窮と人戸の減少という問題に対

する処置の一つとして、奚六部からなお従前通りの人戸を確保すべく行ったものと考えられるのではないだろうか

一聖宗三十四部の区分

張の高まりによって生じた部族の困窮という当時の情勢に対する処置の一つであったと考えられる。そうであれば、 前節で論じたとおり、 奚六部の再編は、彼らに対する支配の強化や辺境の軍備増強が目的ではなく、対外的な緊

聖宗期に編成された他の諸部についても、それらがいかなる経緯で編成されたのかは再度検討する必要があろう。

「はじめに」でも述べたとおり、聖宗三十四部の主たる特徴は、その多くが斡魯朶の属民や皇室奴隷などの非契丹

人から成る点である。また『遼史』巻三三、営衛志下、部族下によれば、これらの三十四部は二つのグループに分

已上、聖宗、舊部族を以て置く者十六、增置するもの十八。

けられるという。

この一文は先行研究でもしばしば言及されるものの、「舊部族を以て置く」「增置する」という文言が具体的にいか

なる特徴を指すのかは十分説明されていない。

属するか、節度使がどの統帥機関に属するかなどの情報が記される。 「営衛志」の部族下条には、各部の部名とともに、その成員、 来歴、 前半は、奚六部をはじめ来歴の明確な部が多 節度使と司徒の所在、 北府・南府のいずれに

なかにおいて注目されるのは、次の奥衍女直部の記述である。 いのに対し、後半に行くにつれ、「聖宗、○○戸を以て置く」のように簡略な記述のみの部が目立つ(表1)。その

奥衍女直部。聖宗、女直戸を以て置く。北府に隸し、節度使は西北路招討司に屬し、

聖宗三十四部の編成に見る遼朝の部族制

渡邊

71

鎭州の境を戍る。

此自り

二六九

河 西部に至るまで、 A皆諸國に俘獲するの民たり。 ®初め諸宮に隸し、 © 戸口蕃息して部を置く。 Ŧi. 國

奥衍女直部は、 皆節度使有り。 女真(女直)戸から編成された部である。その節度使は、(⁵⁾ 軍事上は西北路招討司に属し、 鎮州の境

界を防衛した。

部までを包括した説明が付されている点である。この奥衍女直部は、部族下条のなかで冒頭から一七番目にあたり、 注目すべきは、 後に続く河西部まで計一四部の設立経緯が総括して記述され、さらには、最後尾に位置する五国

順にしたがって、冒頭から一六番目までが「舊部族を以て置」いた部、奥衍女直部以下の一八部が「增置」された ちょうど前半一六部と後半一八部の境に位置する。こうした構成に鑑みれば、三十四部は、 部族下条に列記された

部と見て良いであろう。

のそれぞれ下線を引いた箇所に注目すると、次の三つのグループに分類できる。 それでは、この両者がいかなる違いによって分けられるのか、 検討していこう。まず前半一六部について、

を受けて遼朝に降伏し、 第一に、①撒里葛部から④訛僕括部、および⑥稍瓦部・⑦曷朮部の計六部である。 斡魯朶に所属していた奚の集団を部族制に編入したものである。 前四部は、 後の二部は、 かつて太祖 斡魯杂所属 の討伐

有民から編成されたものであるから、斡魯朶に属する石烈と考えられよう。つまり、これら六部は、もとは斡魯朶 下部単位として史料に見える。 戸と皇室奴隷から編成された石烈という集団がその前身であるという。石烈は、部族の下部単位あるいは斡魯朶の 両部の前身となった稍瓦・曷朮石烈は、 鷹坊や冶金に従事する集団として皇族の私

の管理体系に属した集団であることが分かる。

された。後者は前節でみた奚王府六部である。したがって、これら七部は、もとは部族制に属した集団であること のため、 第二に、⑤特里特勉部、 契丹の旧来八部から二〇戸ずつ人戸を抽出して編成された集団であり、 および⑧遥里部から⑬北剋部までの七部である。前者は、もとは奚に対する偵察・防 人口の増加に伴って部族制に編入

が分かる。

⑤奥衍突厥部は、 部を編成したことがうかがえる。したがって、少なくとも④隗衍突厥部および彼らと同様の成立経緯を持つという ⑤特里特勉部と共通する。また、「析きて」という表記からも、遼朝が彼らの母体集団から一部人戸を供出させて同 成されたことが明記されており、ただちに部族に編成されたという違いはあるものの、 はなく、部の新設にあたって人戸を抽出したものである。これらの成員とされる「四闢沙・四頗憊」「涅剌室韋 以上を踏まえれば、「舊部族を以て置」かれた一六部とは、遼朝に既存の集団から一部人戸を抽出して、あるいは そして第三に、 『遼史』 中に他の用例がなく、その来歴は明らかでない。しかし、 ①隗衍突厥部から⑩涅刺越兀部までの三部である。これらはいずれも既存の集団を部とするので 遼朝支配下に存在した集団から一部人戸を抽出して編成された部と見て良いであろう。 ④ 隗衍突厥部は女真との境界防備のために編 辺境防衛を目的とする点は

次に、「増置」された後半一八部について見ていこう。まず注目すべきは、後半諸部の特徴を総括する先掲の奥衍

部族という単位に編成したものと考えられる。

その集団自体をもって、

女直部の記述である。それによれば、河西部までの一四部は、④外征によって獲得した捕虜をもとに編成され、

聖宗三十四部の編成に見る遼朝の部族制

渡邊

(B)

二七二

その成員はかつて斡魯朶に属し、ⓒ人口の増加に伴って部となった。

祖期に宮分戸となった①撒里葛・②窈爪・③耨盌爪部などが挙げられる。また、ⓒ人口の増加が編成の契機とされ しかし、これら三つの特徴は、 前半諸部にも該当例が見受けられる。例えば、B斡魯朶所属戸からなる部は、太

⑥稍瓦・⑦曷朮部は斡魯朶所属戸と皇室奴隷をもとに人為的に編成された集団であり、その成員の多くは外征によっ る部であれば、⑤特里特勉・⑥稍瓦・⑦曷朮部などがこれに該当しよう。そして、④捕虜を成員とするという点も、

て獲得されてきたはずである。

ここで検討の手がかりとなるのが、奥衍女直部を構成する女真戸の来歴である。 このように、奥衍女直部の項で述べられる後半諸部の特徴は、一見すると前半諸部と大きく異ならない。

については『遼史』巻一、太祖本紀に次のようにある。 遼による女真への侵攻ないし交戦は、建国以前の太祖によるものを除くと聖宗期まで見られない。太祖期の侵攻

の諸部及び東北女直の未だ附かざる者を討ち、悉く破りて之を降さしむ。(26) 明年(九○三)春、女直を伐ち、之を下し、其の戶三百を獲。……(九○六年)十一月、偏師を遣わして奚・雲

地理志一、上京道によれば、この時に獲得した捕虜は、上京道の龍化州に移送された。 太祖はまず九○三年に女真遠征を行い、次いで九○六年にその残存勢力へと再び侵攻した。 次の 『遼史』巻三七、

を破り、其の民を遷し、城を建て之に居らしむ。明年(九〇三)、女直を伐ち、敷百戸を俘として焉を實たす。 龍化州、 興國軍、 下 節度。……太祖此に東樓を建つ。 唐天復二年(九〇二)、太祖迭烈部夷離菫と爲り、代北

・彰愍宮に隸し、 兵事は北路女直兵馬司に屬す。(27)

さらに後文には、 龍化州が第五代景宗の斡魯朶である彰愍宮に属したことも記され、これは奥衍女直部の項に見た

「初め諸宮に隸し」の一文とも符合する。

が、それでは前半諸部と区別される理由がない。ここで注目すべきは、聖宗期の女真侵攻によって、遼が太祖期以 これによれば、 奥衍女直部は太祖の獲得した女真捕虜が人口の増加に伴って部族に編成されたものと考えられる

上に大量の女真捕虜を獲得している点である(表2)。

時代が下った四回目の進攻においても、混同江・疎木河方面 回目の進攻においては、 聖宗期には都合四回の女真遠征が行われた。そのうち、統和三年から四年(九八五—九八六)にかけて行われた二 軍を率いた耶律斜軫・蕭恒徳らによって、 (現在の吉林省長春市方面)(28) 十余万の生口が戦果として献上された。

の軍事拠点の整備に伴って

同 このように、聖宗期の東征により、遼は太祖期よりはるかに多くの女真捕虜を獲得しているのである。 ご方面の女真を攻撃した黄翮の軍が、 大量の人戸・家畜を俘獲したことが伝えられる。(29)

これらの遠征で獲得した女真捕虜のその後の所在は一切不明であり、太祖期のように州県に編入された記録もない。

そこで想起されるのは、 部族下条に見た奥衍女直部の成立経緯である。

獲得された女真戸の経歴と矛盾しない。 奥衍女直部は「諸國に俘獲するの民」からなり、その成員は「初め諸宮に隸」していた。ここまでは、 問題は、 この部が設立される契機となった「戶口蕃息」すなわち人口 太祖期に Iの増

加である。先述のとおり、 人口の増加を機に編成された例は前半一六部にも見受けられる。しかし、奥衍女直部が

聖宗三十四部の編成に見る遼朝の部族制

渡邊

二七三

第一○二巻

第三号

二七四

彼らと区別されていることに鑑みれば、ここで言う「戶口蕃息」は、 既に遼朝にいた女真人口の自然な増加を指す

のではなく、聖宗期の東征による女真人口の急激な増加を指すものと見るべきであろう。 つまり、「增置」された一八部の筆頭である奥衍女直部は、聖宗期の軍事活動による人戸の獲得を契機に、新規に

獲得した女真捕虜と既存の斡魯朶所属の女真人戸を合わせて編成した部族であると考えられる。

二、増置一八部の成立経緯

グート)といった諸族の名称が見える。このうち室韋と達魯虢については、残存する史料から聖宗期におけるその れる諸部も、その編成の契機となった「戶口蕃息」は聖宗期の外征に伴う捕虜の獲得に起因するのであろうか。 を置く。」とあり、 奥衍女直部の項には「此自り河西部に至るまで、皆諸國に俘獲するの民たり。初め諸宮に隸し、戶口蕃息して部 後掲の表1でこれら一三部の成員を確認すると、女真の他にも烏古・敵烈・室韋・達魯虢・唐古(=党項・タン 乙典女直部から河西部までの一三部も同様の経緯で編成されたとする。それでは、ここに包括さ

動向や遼朝との交渉を明らかにすることは難しい。そこで本節では、比較的史料の多く残る烏古・敵烈・唐古の三動向や遼朝との交渉を明らかにすることは難しい。そこで本節では、比較的史料の多く残る烏古・敵烈・唐古の三

者の事例について、以下で個別に見ていく。

リ点も

古に対する侵攻は、早くは太祖・太宗期にしばしば見られる。しかし、天顕四年(九二九)以降は、第四代穆宗の末 鳥古は、 南はトーラ川上流から、 北はエルグネ川・シルカ川流域に及ぶ一帯に分布した遊牧集団である。 遼の烏

烈と共に遼への対立姿勢を示したため、遼はこれに侵攻した。さらに、開泰四年(一〇一五)には大規模な烏古・敵 期に行われた反乱の鎮圧を除いて、目立った交戦はない。その後、聖宗の開泰二年(一〇一三)に至ると、烏古が敵(ミシ)

賞めしむ。 (34) (開泰四年(一○一五)四月)耶律世良、叛命の烏古を討ち、盡く之を殺す。使を遣わして軍前に功有るの將校を

烈遠征が行われ、両勢力に大きな打撃を与えた。『遼史』巻六九、部族表はその戦果を次のように伝える

また、これと対応する『遼史』巻一五、聖宗本紀、開泰四年(一○一五)条は、 遠征の過程をより詳細に記述する。

敵烈)を討たんとし、清泥堝に至る。時に于厥(=烏古)旣に平らぎ、朝廷其の衆を內徙せんと議るも、 (四月) 壬申、耶律世良、烏古を討ち、之を破る。甲戌、使を遣わして有功の將校を賞めしむ。世良、 于厥、

の民を遷し、臚朐河上に城きて以て之に居らしむ。(※) に之を掩わず、勃括輕騎もて遁去す。其の輜重および誘う所の于厥の衆を獲、併せて迪烈得獲る所の轄麥里部 將勃括、兵を稠林の中に聚め、遼軍の備えざるを擊つ。……遼の後軍至るや、 土に安んじ遷るを重り、遂に叛す。世良懲創し、旣に迪烈得を破り、輒ち其の丁壯を殲くさんとす。……其の 世良之を追い、軍、 險阨に至る。勃括、方に險に阻り少しく休むも、遼軍偵いて其の所を知る。 勃括、于厥の衆を誘い皆遁れし 世良亟か

る武将に率いられて逃亡を図る。しかし、耶律世良の追撃を受けて勃活は逃走、遼は烏古部民の奪回に成功した。 烏古の反乱勢力を平定した遼は、彼らの余衆を内徙させようとした。ところが、烏古たちはこれに反発し、 このように、開泰四年の遠征によって、 遼は烏古の反乱勢力を鎮圧し、大量にその部衆を獲得したのである。(36) 勃括な

聖宗三十四部の編成に見る遼朝の部族制 渡邊

二七五

②敵烈

よび開泰三年から四年(一○一四一一○一五)にかけての侵攻である。まず、前者について『遼史』巻一三、聖宗本 には敵烈の離反に対応するかたちで数次にわたって侵攻している。なかでも特筆すべきは、統和一五年(九九七)お 『遼史』を確認するかぎり、聖宗の即位以前に、遼の敵烈に対する侵攻はほとんど看取できない。しかし、聖宗期(³⁷⁾

詳穩を殺して以て叛すれば、蕭撻凜追擊して、部族の半ばを獲。(8)

統和一五年(九九七)五月条には次のようにある。

是の月、 敵烈八部、

敵烈八部が詳穏を殺害して反乱を起こすと、遼朝は蕭撻凜を派遣してこれを鎮圧させ、「部族の半ば」

しかし、開泰年間に入ると敵烈は再び遼朝に対立の姿勢を示し、同三年には再度詳穏を殺害した。『遼史』巻一

を獲得した。 統和一五年、

Ŧį. 聖宗本紀、 開泰三年(一○一四)条はこの時のことを次のように記す。

烈數人を釋し、其の衆を招諭せしむ。壬子、 九月丁酉、八部敵烈、其の詳穩稍瓦を殺し、皆叛す。南府宰相耶律吾刺葛に詔して之を招撫せしむ。辛亥、敵 耶律世良、使を遣わして敵烈の俘を獻ぜしむ。

の時、 詳穏の稍瓦を殺害して反旗を翻した八部敵烈に対し、遼は、 馬駝の選別のため烏古部を訪れていた耶律世良は敵烈との境界に駆けつけて平定に加勢し、獲得した敵烈の無蛇の選別のため烏古部を訪れていた耶律世良は敵烈との境界に駆けつけて平定に加勢し、獲得した敵烈の 南府宰相耶律吾刺葛を派遣して招撫にあたらせた。こ

そしてこの後、耶律世良が再び討伐を命じられ、先に見た開泰四年の烏古・敵烈遠征に至る。先掲の『遼史』巻

らの例を踏まえれば、遼はこの遠征によって敵烈からも少なからぬ捕虜を獲得したと考えられよう。 立つ統和初年の南伐でも、 攻を受けた烏古は、主力部隊を鎮圧された上、その余衆が遼朝支配下に収められることとなった。また、これに先 とす。」とあり、敵烈の主力に大きな打撃を与えたことのみが記される。しかし先述のとおり、彼らとともに遼の侵 Ŧį, 開泰四年条、一七六―一七七頁には「世良懲創し、 遼は降伏を拒んだ束城県の丁男を皆殺しにし、老幼を捕虜として連れ帰っている。これ 旣に迪烈得を破り、 輒ち其の丁壯を殲くさん

③唐古 (党項・タングート)

に、保寧五年 タングートも烏古と同様、太祖・太宗期にしばしば遼の侵攻を受けている。しかし、会同五年 (九四二) (九七三) までの約三○年間、両者が交戦した様子は見受けられない。聖宗期に入ると、統和元年から(4º)

二年(九八三—九八四)にかけて西南面招討使の韓徳威による討伐が行われている (表3)。 統和元年正月、 韓徳威がタングート一五部の侵攻を報告すると、遼朝は阻トの鎮定にあたっていた耶律速撒に命

徳威と共同で討伐にあたらせた。その結果、 同年七月には詳穏の轄馬を通じて獲得した捕虜の数が報告され

翌二年二月には捕虜が献上された。

編成すべき事由があったと考えられよう。そこで注目されるのが、この討伐が行われた背景である。 段大規模なものには見えない。すると、この時獲得したタングート捕虜には、その多寡とは別に、 統和初年の討伐を除いて他に考え難い。しかし、女真や烏古の例とは対照的に、この討伐における捕虜の獲得は特 これ以降、遼とタングートの間に大きな交戦は見られず、部族新設の契機となるタングート捕虜の獲得は、この ただちに部族に

聖宗三十四部の編成に見る遼朝の部族制 渡邊

二七七

東

〇 二 巻

第三号

二七八

したものであった。王承美は、タングートの一部族、蔵才族の出身である。父の王甲に従って、開宝二年(九六九) この一連の討伐は、 すでに岩崎力が指摘しているとおり、宋側に寝返ったタングート武将、 王承美の侵攻に対抗

撫および宋への朝貢の仲介を担い、 (45) に契丹の支配を離れ、北宋へと帰順した。承美は黒山一帯に散居する蔵才族や黄河の北に割拠する諸族の統御・招 かねてより遼朝傘下の辺境諸族を北宋に帰順させようと企図していた。このよ(46)

うな王承美の離反と策動によって、遼の西南方面では軍事的緊張が高まっていたのである

『続資治通鑑長編』巻二三、太宗太平興国七年(九八二)条にあるように、件のタングート討伐が行

われる前年末、王承美は契丹境域へと侵攻している。

そして、次の

て來りて俘を獻ぜしむ。 と戦い、其の萬餘衆を破り、 閏十二月庚寅、 豊州刺史王承美言えらく、 斬首二千級、 天德節度使韋太及び羊馬・兵器萬數を獲、 契丹の日利・月益・沒細 兀瑤等十一族七萬餘帳內附す。 と。其の弟承義を遣わし 又た契丹

部隊も痛手を負い、 九八二年、承美の侵攻により、 更には天徳軍節度使の韋太が捕縛される事態に陥っていた。 遼の西南辺では日利・月益・没細・兀瑶などの諸族が離反しただけでなく、 前線

0

報復、そして離反した諸族を再び帰属せしめることが目的だったと考えられよう。 承美が遼の侵攻を報告している。つまり、 (48) 遼側が韓徳威の上奏を受けてタングート討伐に乗り出したのは翌年正月であり、 統和初年の討伐は、王承美とそれに牽引されるタングート諸部に対する 宋側の記録では、 同年三月に王

こうした状況を踏まえれば、遼がこのタングート討伐で獲得した捕虜をただちに部族制に組み込んだ目的は、 王

承美の侵攻によって動揺をきたした西南辺を立て直すため、彼らを良民として遇することでその離反を抑止すると

部族軍を供出させて同方面の防衛に役立てようとしたものと考える。

部は東北の黄龍府都部署司に属しており、全てが西南面の防衛にあたったわけではない。奚六部の例に見たとお なお、新設されたタングート部族六部の軍事上の所属を見ると、四部は西南面招討司に属すものの、一部は不明、

険性が高い集団については遠隔地へ部族軍を派遣させ、その主力部隊を西南境域から遠ざけることで、反乱の発生 部族の編成と「営衛志」に見える統帥機関への所属が必ずしも同時とは限らないが、あるいは、より離反の危

を回避しようとしたのかもしれない。

(九八六)条の記述である。

設立の契機となっていたと考えられる。さらに、これと合わせて注目すべきは『遼史』巻一一、聖宗本紀、 以上に見てきたとおり、 烏古・敵烈・唐古など女真以外の諸族からなる部も、 聖宗期の外征による捕虜の獲得が 統和四

領せしむ。 八月丁酉朔、 先離闥覽官六員を置き、 于骨里(=鳥古)・女直・ 迪烈于(=敵烈)等諸部の人の 宮籍に 隷する者を

が分かる。つまり、これら女真以外の諸族においても「初め諸宮に隸し」に該当する斡魯朶所属戸の存在が確認で 開泰四年 (一〇一五) の烏古・敵烈遠征に先立つ統和四年に、すでに宮籍に隷属する烏古・敵烈が存在していたこと

きるのである。

以上より、奥衍女直部のみでなく、河西部までの一三部もまた、聖宗期の外征に伴う捕虜の獲得を機に、 既存の

聖宗三十四部の編成に見る遼朝の部族制

渡邊

二七九

斡魯朶所属戸と合わせて編成されたものと考えられる。

かし、最後尾に位置する五国部は、聖宗期に遼に帰順した五国からなることが明記される。 隷し、聖宗、戶口蕃息するを以て部を置く」とあるのみで、一見すると先の一四部との違いは見受けられない。し⁽⁵⁾ 存在する。これらのうち、薜特部と達馬鼻骨徳部は編成の経緯に関する記載が無く、伯斯鼻骨徳部も「初め諸宮に なお、「増置」された諸部にはこれら一四部の他にさらに四部 (③薛特· 3)伯斯鼻骨徳· 3)達馬鼻骨徳· 3)五国部)

この点に鑑みれば、五国部以外の三部は、帰順に伴い遼の内地へ移住してきた人戸から編成された部であると考え 五国部が本領を安堵された五つの れば、これら四部は、 奥衍女直部以下の一四部が 聖宗期に自ら帰順してきた者たちを中心に編成されたものなのではないだろうか。ただし、 「諸國に俘獲するの民」すなわち外征で獲得した捕虜を中心に編成されたことに鑑み 「國」からなるのに対し、他の三部はいずれも「戶」をもとに編成されている。

む す び

これまで検討してきたことをまとめると、次のようになる。

(1)奚六部の再編は東北の軍備増強が目的ではなく、六部内で生じた人戸の不足分を奚王の直属集団から補塡さ せ、従来通り六部相当分の人戸を供出させるための措置であったと考えられる。よって、奚六部の例をもって 三十四部編成の目的を辺防体制の拡充とすることはできない。

が

- (2)そもそも「営衛志」は、聖宗三十四部をその性格の違いによって「舊部族を以て置く」一六部と「增置する」 一八部に二分していた。前者は遼に既存の人戸から編成された部族であり、後者は聖宗期の新たな人的資源の
- (3)「增置」された一八部のうちでも成立の契機は一様でなく、一四部は外征に伴う捕虜の獲得を契機に編成され たものであり、残る四部は外部の集団・人戸の帰順を受けて編成されたものと見られる。

獲得を機に編成された部族である。

はできない。 がって、従来のように、これを集権的な統治の確立や辺防体制の強化のために一律に編成されたものと見なすこと 成に至る契機・目的は多様であり、かつそれらは内外の状況に対処する過程で順次編成されたものであった。した 足への対処、外征によって大量に獲得した捕虜の把握、辺境の治安回復、 に見なされてきた。しかし、本稿で検討したように、彼らは決して単一の目的で編成されたわけではない。人戸不 聖宗三十四部は、「営衛志」においてそう総称されるがために、あたかも同一の目的によって編成されたもののよう **一帰順してきた集団に対する慰撫など、編**

ごとの状況を精査して捉える必要があろう。 ではないだろうか。遼における部族のあり方は、「営衛志」に見える部族制を自明の帰結点とするのではなく、時代 右のような三十四部の成立過程を踏まえれば、 むしろ、 当時の遼朝には志向する部族制の完成像などなかったの

参考文献

聖宗三十四部の編成に見る遼朝の部族制

二八一

和文

池内 宏 〔一九四三〕「遼代混同江考」『満鮮史研究 中世第一冊』荻原星文館 (再版。 岡書院、一九三三年、 初版)、

一九九—二五四頁。初出一九一六年。

岩﨑 力 〔二〇一八〕 「夏州定難軍節度使の終焉と豊州蔵才族の抬頭」 『西夏建国史研究』 汲古書院、一九二―二四

四頁

島田正郎 〔一九五二〕『遼代社会史研究』三和書房。

高井康典行 〔一九九七〕 「遼朝の部族制度と奚六部の改組」 『史観』 一三七、三五―五〇頁。

[二〇一六] 「十世紀の東北アジアの地域秩序 -渤海から遼へ――」 『渤海と藩鎮 遼代地方統治

研究』汲古書院、七〇一一一六頁。

同

同

〔二〇一九〕 「契丹 [遼]の東北経略と「移動宮廷(行朝)」―― -勃興期の女真をめぐる東部ユーラシア

状勢の一断面」 古松崇志・臼杵勲・藤原崇人・武田和哉編『アジア遊学二三三』 金・女真の歴史とユーラシア 東方』勉誠出版、三二―四六頁。

〔一九九四〕 「遼朝の蕭姓と国舅族の構造」 『立命館文学』 五三七、九七九―一〇〇六頁。

田村実造 〔一九六四〕『中国征服王朝の研究(上)』東洋史研究会

武田和哉

和田 日野開三郎 清 〔一九九〇〕『日野開三郎東洋史学論集 第十六巻 東北アジア民族史(下)』三一書房。

〔一九一六〕 「定安国に就いて」 『東洋学報』 六―一、一一四―一四一頁。

中文

程 妮娜 〔二〇〇七〕「遼朝烏古敵烈地区属国・属部研究」『中国史研究』二〇〇七一二、八七一九七頁。

関 樹東 〔一九九六〕 「遼朝部族軍的屯戍問題」 『中央民族大学学報』 一九九六一六、四八一五一頁。

王 徳忠 [二○○一]「論遼朝部族組織的歴史演変及其社会職能」『東北師大学報(哲学社会科学版)』二○○一一六、

二七一三三頁。

王雪萍・呉樹国 〔二〇一四〕 「遼代東北路統軍司考論」 『中国辺疆史地研究』二〇一四―一、五五―六五頁。

玉環 〔二〇〇〇〕「遼代部族制度初探」『史学集刊』二〇〇〇一一、三一一三六頁

〔一九九一〕『契丹王朝政治軍事制度研究』中国社会科学出版社。

Ì

余 楊 武

〔二〇一二〕 『中国行政区画通史

遼金巻』復旦大学出版社。

- 両者の記述には若干の異同がある。 頁、および同巻三五、兵衛志中、四一○―四一四頁。但し、〔1〕 『遼史』巻三三、営衛志下、部族下、三八四―三九二
- (2) 楊一九九一、二五七—二六一頁。
- (3) 関一九九六、四八頁。王二〇〇一、二八一二九頁。
- 4) 島田一九五二、九—五六頁。

- (5) 田村一九六四、第一章 (初出一九五六年)、四五頁およ
- (7) 『遼史』巻三三、営衛志下、部族下、奚王府六部五帳
- 分、三八七頁、および同巻二、太祖本紀、天賛二年(九二
- 三)三月、一八頁。
- 三十四部のうち、「営衛志」において「戸口蕃息」が設

85

8

聖宗三十四部の編成に見る遼朝の部族制

- 9 置 |の理由とされるものは一八部 高井一九九七。
- 10 六九頁。 王·呉二〇一四、五五—五八頁。余二〇一二、六七—
- (11) 『遼史』巻八五、 蕭恒徳伝、 一三四二—四三頁。同卷九四、耶律斡臘伝、 奚和朔奴伝、一三一八頁。 同卷八八、
- 12 三八二頁。同卷八五、耶律奴瓜伝、 『遼史』巻八五、奚和朔奴伝、一三一八頁 一三一六頁。
- 13 以彼倔强、吾奉詔來討、無功而還、 不許。兀惹死戰、城不能拔。 從都部署和朔奴討兀惹、未戰、 和朔奴議欲引退、 諸部謂我何。若深入多 兀惹請降。恆德利其俘 恆德日
- 一剋各分爲部、以足六部之數。[一四五頁] (統和一二年)韶幷奚王府奧理・墮隗・梅只三部爲一、 猶勝徒返。[一三四二—四三頁]
- 幷量免之。[一一四頁 以富戶代之。上因閱諸部籍、 (統和三年)三月乙巳朔、樞密奏契丹諸役戶多困乏、請 涅刺・烏隈二部戶少而役重。
- 統和中、坐兄國留事、 三邊宴然、 ……夫西北諸部、 愛之、奏発其役、 惟阻卜伺隙而動。 禮致門下。 每當農時、 流西北部。 ……計將安出 ……撻凜問曰、 一夫爲偵候、一夫治公 會蕭撻凜爲西北路招 昭以書 今軍旅

戍役大率如此。

(後略)」と述べ、阻トに対する西北の防衛

以掊克、不過數月、又復告困。且畜牧者、 妻孥。一遭寇掠、貧窮立至。春夏賑恤、吏多雜以糠粃、**重** 田、二夫給糺官之役、大率四丁無一室處。 富國之本。 芻牧之事、 有司

17 『遼史』巻八五、 蕭撻凜伝、一三一三—一四頁

隨時補調、不習風土、故日瘠月損、馴至耗竭……。 [一四五 防其隱沒、聚之一所、不得各就水草便地。兼以逋亡戍卒、

四頁

18 『遼史』巻一四、 聖宗本紀、統和二〇年条「(四月)

甲

19 高井二〇一六および二〇一九、三六―三八頁。 南京統軍使蕭撻凜破宋軍於泰州。」[一五七頁]

20 特別な事情でなかったことは、後年の蕭韓家奴という人物 辺境防衛の負担による部族の困窮が、西北方面のみの

の言からもうかがえる。重熙年間(一〇三二―一〇五五

者。或逋役不歸、在軍物故、則復補以少壯。其鴨綠江之東 多不能給。求假于人、則十倍其息、至有鬻子割田、 其無丁之家、倍直傭僦、人憚其勞、半途亡竄、故戍卒之食 阻、動淹歲月。比至屯所、費已過半。隻牛單轂、鮮有還者 守之備、誠不容已。乃者、選富民防邊、自備糧糗。道路脩 した韓家奴は「臣伏見比年以來、高麗未賓、阻ト猶强、戰 の初め、興宗の詔に応じ、民の困窮の原因と解決策を上申

を担った部族の負担は、統和年間においても大きくは異な 九年(九九一)には鴨緑江沿岸に威寇・振化・来遠の三城 であるが(同書巻一五、聖宗本紀、一七五頁)、すでに統和 鴨緑江の東岸に進出したのは開泰三年 する(『遼史』巻一〇三、蕭韓家奴伝、 族が戍卒の捻出やその軍糧の工面に窮していることを指摘 と同じく、 四一頁)。こうした状況を踏まえれば、東方への戍軍供出 同方面の防備増強に着手していた(同書巻一三、 高麗に対する鴨緑江以東の防衛においても、 (一〇一四) のこと 一四四六頁)。 遼が 部

通括南院部民。[一四一・一四九・一五九頁 壬午、 (統和九年) 秋七月癸卯、通括戶口。……(同一五年三 通括宮分人戶。……(同二一年一一月) 丙申、

らなかったと考えられよう。

- 全虧種植、 **朕於早歲、習知稼穡。** 興宗卽位、遣使閱諸道禾稼。是年、通括戶口、 多至流亡。 宜通檢括、 力辦者廣務耕耘、 普遂均平。 罕聞輸納。 [九二五頁] 詔 日
- 隸諸宮、 路招討司、 已上聖宗以舊部族置者十六、 奧衍女直部。聖宗以女直戶置。 戶口蕃息置部。訖於五國、 戍鎭州境。 自此至河西部、 增置十八。[三九二頁] 隸北府、 皆有節度使。[三九一 皆俘獲諸國之民。初 節度使屬西北

- 25 よび書き下しは各史料の表記にしたがう。 は、 本文中の表記は「女真」に統一し、引用史料の原文お 女真は、 史料により「女直」とも表記される。本稿で
- 27 26 偏師討奚·靏諸部及東北女直之未附者、悉破降之。[二頁] 之。明年、伐女直、俘數百戶實焉。……隸彰愍宮、 天復二年、太祖爲迭烈部夷離菫、 龍化州、 明年春、 興國軍、下、節度。……太祖於此建東樓。 伐女直、 下之、獲其戶三百。……十一月、 破代北、 遷其民、 建城居 漕
- 北路女直兵馬司。 [四四七頁

28

混同江・疎木河の位置比定については、

池内一九四三

兵事屬

- およびその附説「混同江・疎木河の築城について」一九九 ―二三七頁を参照
- 魯虢部であるとする。 時の降戸をもとに編成されたのが三十四部の一つ、朮哲達 した女真の集団、達魯號の経略を目的としたもので、この 日野一九九〇は、 この女真進攻は、 (第一部第二章 (初出一九四三—一九 拉林河流域に割拠
- 30 四五年)、七二一七三頁。)。 前註 (29) のとおり、 日野一九九〇は撻魯虢を拉林河
- (31) 太祖期の侵攻は建国前の記事も含めると、 流域の女真部族とする。 回と、天復元年(九〇一)・建国七年(九一三)・建国九 年代不明の

二八五

四一頁)。

四一頁)。

本紀、二九一三○頁。同巻七五、突呂不伝、一二四○一宗本紀、二九一三○頁。同巻七五、突呂不伝、一二四○一二、大一九二九)にかけての一回のみである(『遼史』巻三、太八―九二九)にかけての一回のみである(『遼史』巻三、太八一九二九)にかけての一回のみである(『遼史』巻三、太田四年(九一九)の年(九一五)・神冊四年(九一九)の年(九一五)・神冊四年(九一九)の年(九一五)・神冊四年(九一九)の年(九一五)・神冊四年(九一九)の年(九一五)・神冊四年(九一九)の年(九一五)・神冊四年(九一九)の年(九一五)・神冊四年(九一九)の年(九一五)・神冊四年(九一九)の年(九一五)・神冊四年(九一五)・神冊四年(九一九)の

- た(『遼史』巻七、穆宗本紀、八二―八四頁)。 遼は同一七年(九六七)までその鎮圧に奮闘することとなっ (32) 穆宗期は応暦一四年(九六四)に烏古が反乱を起こし、
- 敵烈皆復故疆。」[一七二—一七三頁] 敵烈叛、右皮室詳穩延壽率兵討之。……秋七月壬辰、烏古・ 敬是,「遼史」卷一五、聖宗本紀、開泰二年条「(正月) 烏古・
- (5) これ、『ませんけずは、ない。日は、『時代写力序で。〔一〇九九頁〕 『神世良討叛命鳥古、盡殺之。遣使賞軍前有功將校。

所誘于厥之衆、併遷迪烈得所獲轄麥里部民、城臚朐河上以遼軍偵知其所。世良不亟掩之、勃括輕騎遁去。獲其輜重及統計誘于厥之衆皆遁、世良道之、軍至險阨。勃括方阻險少休、脈安土重遷、遂叛。世良懲創、旣破迪烈得、輒殲其丁壯。厥安土重遷、遂叛。世良懲創、旣破迪烈得、輒殲其丁壯。厥安土重遷、遂叛。世良懲削、旣破迪烈得、輒殲其丁壯。

居之。[一七六—一七七頁

(36) なお、聖宗三十四部の一つで、烏古人戸からなる斡突 盌烏古部の条によれば、その節度使は西南面招討司に属し、 同部編成の契機と見なすことに問題はないと考える。 鳥古部の節度使の駐屯地と異なっていても、彼らの獲得を 頁)。したがって、鳥古部民たちの移送された場所が斡突盌 に居る。」とあることからも明らかである(同書、三八八 民は慶州 部の条に「節度使は西南路招討司に屬し、黑山を戍り、 ずしも近くないことは、太祖二十部の一つである鉄刺鉄達 徒の統括する部民たちとに分かれていた。両者の所在が必 に」で述べたように、遼の部族は節度使率いる辺防軍と司 **臚朐河(ケルレン川)とは位置が異なる。** ド前旗付近とされており、遼が烏古部民たちを住まわせた 頁)。この黒山は、現在の内蒙古自治区バヤンノール市ウラ 黒山の北を防衛した(『遼史』巻三三、営衛志下、三九一 (現在の内蒙古自治区赤峰市巴林右旗北部) しかし、「はじめ の南

(38) 是月、敵烈八部殺詳穩以叛、蕭撻凜追擊、獲部族之半。できない。[九一頁] 離畢奚底遣人獻敵烈俘、詔賜有功將士。」と見える他は確認 離畢奚底遣人獻敵烈俘、詔賜有功將士。」と見える他は確認 宗本紀、保寧三年(九七一)条に「三年春正月甲寅、右夷宗和、衛空、第二、曹、宗本紀、孫宣史』巻八、景

[一四九頁]

- 耶律世良遣使獻敵烈俘。[一七五頁] 耶律吾刺葛招撫之。辛亥、釋敵烈數人、令招論其衆。壬子、耶律吾刺葛招撫之。辛亥、釋敵烈數人、令招論其衆。壬子、
- 地。」[一三八六頁] 文陷巨母古城。世良率兵壓境、遣人招之、降敷部、各復故文陷巨母古城。世良率兵壓境、遣人招之、降敷部、各復故改陷巨母古城。世良率兵壓境、遣人招之、降數部、各復故。(40)『遼史』卷九四、耶律世良伝「(開泰)三年、命選馬駝(40)『遼史』卷九四、耶律世良伝「(開泰)三年、命選馬駝(40)『遼史』
- (4) 『遼史』巻一二、聖宗本紀、統和五年(九八七)条「五九三頁まで記録されていない。
 (4) 『遼史』巻四、太宗本紀、会同五年一○月条、五二頁以 輸降不聽、遂擊破之。盡殺其丁壯、俘其老幼。」[一二九頁] 輸降不聽、遂擊破之。盡殺其丁壯、俘其老幼。」[一二九頁] 未養正月乙丑、破束城縣、縱兵大掠。丁卯、次文安、遣人 生寿正月乙丑、破束城縣、縱兵大掠。丁卯、次文安、遣人 大人士 (本人七)条「五年正月まで記録されていない。
- 「一八物である。 「「一八十一八三」」 「「一八三」」 「一八三」 「一八三」 「一八十一○九頁」、「一四史修訂本 遼勘記」 一九五八年、二四頁や『点校本二十四史修訂本 遼勘記」 一九五八年、二四頁や『点校本二十四史修訂本 遼勘記」 一九五八年、二四頁や『点校本二十四史修訂本 遼史校名が見えるが [一〇八十一〇九頁]、すでに羅継祖『遼史校名が見えるが「一次一八三」 正月条には「西南面招討使韓徳威」と「(西南路招討使)大漢」の「西省は同一人物である。
- 4) 岩崎二〇一八、二〇九—二二六頁

聖宗三十四部の編成に見る遼朝の部族制

渡邊

知豐州王慶餘之祖承美、本藏才族首領、自其歸朝、於府州宝元二年(一〇三九)八月条に「知慶州・禮賓使張崇俊言、宝元二年(一〇三九)八月条に「知慶州・禮賓使張崇俊言、生元二年、代宗、武子、武子、武子、武子、

職英等却召問に圭・乙簽等。に圭等言、龍移・珠克、…… 推官張仁圭與藏才族蕃官策木多在京、或知其事、可訪之。 推官張仁圭與藏才族蕃官策木多在京、或知其事、可訪之。 一九二○頁」。その他の諸族につい以蕃法處之。」とある[一九二○頁]。その他の諸族につい以蕃法處之。」とある[一九二○頁]。その他の諸族につい以蕃法處之。」とある[一九二○頁]。その他の諸族につい以蕃法處之。」とある[一九二○頁]。その他の諸族につい以蕃法處之。」とある[一九二○頁]。その他の諸族につい以蕃法處之。」とある[一九二〇頁]。その他の諸族につい以蕃法處之。」とある[一九二〇頁]。 「本語、一百里建豐州、以承美為防禦使、知蕃漢公事。藏才凡大笑豊小田房食」。 「西北二百里建豐州、以承美為防禦使、知蕃漢公事。藏才凡大笑豊小田房食」。 「西北二百里建豐州、以承美為防禦使、知蕃漢公事。藏才凡大笑豊小田房食」。

繼英等以聞。……乃令使臣往豐州、與圍練使王承美協議招其地在黃河北、廣袤數千里。……常以馬附藏才入貢。……繼英等卽召問仁圭‧乙啜等。仁圭等言、龍移‧昧克、……

諭之。」とある[一一七八頁]。

德威誘党項勒浪・嵬族自振武犯邊。永安節度使折御卿邀擊、月条「豐州衙內指揮使王承美遣軍校言、願誘吐渾・突厥內乃南面招討使に統轄されていたことは、『宋史』巻五、太の西南面招討使に統轄されていたことは、『宋史』巻五、太の西南面招討使に統轄されていたことは、『宋史』巻五、太の西南面招討使に統轄されていた。とは、『宋史』巻五、太祖開宝四年(九七一)七、「統資治通鑑長編』巻一二、太祖開宝四年(九七一)七、

二八七

第一〇二巻 第三号

二八八

司徒・舍利等、獲吐渾首領一人、德威僅以身発。」とあるこ 敗之于子河汊。勒浪等乘亂反擊德威、遂殺其將突厥太尉・

とから確認できる [九六―九七頁]。

47 細·兀瑤等十一族七萬餘帳內附。又與契丹戰、破其萬餘衆、 閏十二月庚寅、豐州刺史王承美言契丹日利・月益・沒

斬首二千級、獲天德節度使韋太及羊馬・兵器萬數。遣其弟 承義來獻俘。[五三一頁]

(4)『続資治通鑑長編』巻二四、太宗太平興国八年(九八 其衆萬餘、追北百有餘里、至青冢、斬首二千餘級、降者三 三)三月条「壬申、豐州刺史王承美言契丹來寇、承美擊敗

獲羊馬兵仗以萬計。」[五四〇頁]

(49) 八月丁酉朔、置先離闥覽官六員、領于骨里・女直・迪

烈于等諸部人之隸宮籍者。[一二四頁] 『遼史』巻三三、営衛志下、部族下、伯斯鼻骨徳部、三

50

九二頁。 『遼史』巻三三、営衛志下、部族下「五國部。

國・盆奴里國・奥里米國・越里篤國・越里吉國、

51

命居本土、以鎭東北境。」[三九二頁]

聖宗時來 剖阿里

(和洋女子大学文化資料館職員)

渡邊

表1 聖宗三十四部の成立経緯一覧(『遼史』巻三三、営衛志下、388-392頁)

1	至示二十四部	の成立程稱一見(『退文』 仓二二、呂俐心 「、388~392只						
		前半一六部						
	部名	成立経緯						
	①撒里葛	実に三誉あり。撒里葛と曰い、窈爪と曰い、耨盌爪と コン・オポタナルのの、際なりこれまたい、夢想のこれ。						
	© of the Ind	日う。太祖奚を伐つや、降らんことを乞い、著帳の子 弟と爲さんことを願えば、 <u>宮分に籍し、</u> 皆く夷離菫を						
	②窈爪	設く。聖宗、各おの置きて部と爲し、改めて節度使を						
	③耨盌爪	設く。皆く南府に隸し、以て畋獵の役に備う。						
	④訛僕括	撒里葛三部と同じ。						
	⑤特里特勉	初め八部より各おの二十戸を析きて以て奚を成り、落 馬河及び速魯河の側に偵候せしめ、二十詳穩を置く。 聖宗、戶口蕃息するを以て置きて部と爲し、節度使を 設く。						
	⑥稍瓦	初め、諸宮及び横帳の大族の奴隷を取りて稍瓦石烈を置く。稍瓦は鷹坊なり。遼水の東に居り、飛鳥を羅捕するを掌る。聖宗、戶口蕃息するを以て部を置く。						
	⑦曷朮	初め、諸宮及び横帳の大族の奴隷を取りて曷朮石烈を 置く。 曷朮は鐵なり。以て海濱の柳濕河・三黜古斯・ 手山に冶さしむ。聖宗、戶口蕃息するを以て部を置く。						
,	⑧遥里⑨伯徳⑩楚里	【奚王府六部内の三部。これらは聖宗期においても改変 を受けていない】						
	①奥里	統和十二年 (994)、梅只・墮瑰と與に三部の民籍の數 寡なきを以て、合わせて一部と爲す。上の三部を幷せ、 本奚王府に屬し、聖宗分かち置く。						
	⑫南剋 ⑬北剋	統和十二年、 <u>奚</u> 府の二剋を以て分かちて二部を置く。						
	④隗衍突厥	聖宗、四 <u>闢沙・四頗憊戶を析きて置き、</u> 以て東北女直 の境を鎭めしむ。						
Ì	⑤奥衍突厥	隗衍突厥と同じ。						
Ì	16涅剌越兀	涅剌室韋戸を以て置く。						

洋

学

報

	後半一八部							
部名								
聖宗、 <u>女直戸を以て置く。</u> 北府に隸し、節度使 路招討司に屬し、鎭州の境を戍る。 <u>此自り河西</u> ⑥奥衍女直 <u>るまで、皆諸國に俘獲するの民たり。初め諸宮</u> 「戶口蕃息して部を置く。五國に訖るまで、皆節 り。								
18乙典女直								
⑩斡突盌烏古	聖宗、 <u>烏古戸を以て置く。</u>	密						
20迭魯敵烈	聖宗、敵烈戶を以て置く。	奥						
② 室韋	聖宗、室韋戸を以て置く。	成 女 一						
22朮哲達魯虢	聖宗、達魯虢戶を以て置く。	経部						
②梅古悉	聖宗、唐古戸を以て置く。	緯 項						
24頡的	聖宗、唐古戸を以て置く。	経緯が総括						
②北敵烈	聖宗、敵烈戶を以て置く。	括						
26匿訖唐古	聖宗置く。	š						
②北唐古	聖宗、唐古戶を以て置く。 よ							
28南唐古	聖宗置く。	一一一一						
29鶴剌唐古	南唐古と同じ。	1						
30河西	聖宗置く。							
3〕薛特	開泰四年(1015)、回鶻戶を以て置く。							
32伯斯鼻骨徳	本と <u>鼻骨徳戶たり。</u> 初め諸宮に隸し、聖宗、戶口蕃息							
1991日別界17日間	するを以て部を置く。							
33達馬鼻骨徳	聖宗、鼻骨徳戸を以て置く。							
	剖阿里國・盆奴里國・奥里米國・越里篤國・越里吉國、							
34五国	聖宗の時來附すれば、命じて本土に居りて以て東北の							
	境を鎭め、黄龍府都部署司に屬せしむ。							

注:【】内の記述は筆者による補足である。

表 2 聖宗期の女真遠征(『遼史』巻一〇~一七、聖宗本紀に基づき作成。)

	牛・豕を俘獲したことを上奏。				
一九九	東京留守八哥、兵馬都部署の黄翩が女真の境界に進攻し、大量の人・馬・	二月	一〇二六	太平六年	第四回
=======================================	東路林牙蕭恒徳と統軍使の石老、女真の兵を破り、その捕虜を献上。	八月	九八八	六年	第三回
	耶律斜軫・蕭恒徳ら、生口十余万・馬二十余万及び諸物を献上。				
	林牙耶律謀魯姑・彰徳軍節度使蕭達凛、獲得した俘虜を献上。	正月	九八六	四年	
	命じる。				
一九	高麗討伐を中止。聖宗、枢密使の耶律斜軫、林牙蕭恒徳らに女真討伐を	八月			
一 五 〈	高麗討伐のため東征軍を整える。	七月	九八五	三年	第二回
	東京留守の耶律末只、女真八族の内附を報告。	八月			
	耶律阿没里・蕭恒徳が対女真進攻での戦勝を報告。	二~四月	九八四	二年	
	に東征を命じる。				
	聖宗、高麗討伐を企図し、宣徽使兼侍中の耶律阿没里、林牙の蕭恒徳ら	一〇月	九八三	統和元年	第一回
頁数		出来事	西暦	元号	

報

表 3 統和初年のタングート討伐(『遼史』巻一〇、聖宗本紀、一〇八~一一三頁に基づき作成。)

二年									統和元年	元号
九八四									九八三	西曆
二月		八月	七月	六月		五月	二月		正月	記事
韓徳威、党項の征討および河東への侵攻の戦果として、獲得した捕虜を献上。	援軍として派遣。	韓徳威、党項の再び離反した者に対する討伐の許可を請願。聖宗、これを許可し、別部の兵数千を	韓徳威、詳穏の轄馬を派遣し、討伐による俘獲の数を報告するとともに、夷離菫の子を献上。	韓徳威、党項酋長がその夷離菫の子らを捕え、内附してきたことを上奏。	の兵を率いて応援に向かわせる。韓徳威、党項諸部を招撫し、多くの帰順者を得たことを上奏。	韓徳威、西突厥諸部に対する討伐の許可を請願。聖宗、北王府耶律勃古哲に命じ、敵畢・迭烈二部	速撒、戦勝を報告。	討伐にあたっていた耶律速撒に、徳威と共に党項諸部を討伐するよう命令。	西南面招討使韓徳威、党項一五部が辺境を侵略したため、これを撃退したことを上奏。聖宗、阻ト	

confirming that those who either served the central Tang Court or were stationed at Tongguan 潼關 for its defense on the outbreak of the Rebellion, afterwards returned to their own protectorates or went to the defense of Emperor Suzong 肅宗 at his temporary palace in Lingwu 靈武, leading regiments of their Jimizhou subjects in the expedition. Such actions, in the author's view, were indicative of the movements of other Jimizhou chieftains of Guannei during the Rebellion.

The author concludes by arguing that the foundation for such action taken by Jimizhou chieftains during the An Lushan Rebellion was built by their activities during the previous Kaiyuan and Tianbao Eras, in that through administrative management of their protectorates along with their kinsfolk, they were able to hold influence over those regions in peacetime and thus make possible quick cohesion between them and the region's inhabitants in responding to emergency situations. Moreover, their vice-commanderships in the Shuofang Army, which were conferred upon them owing to their experiences and potential military power, enabled the Tang Dynasty to ally the Army with the region's inhabitants under their command.

The Tribal System Under the Liao Dynasty as Seen From the Formation of the Emperor Shengzong's Thirty-Four Tribes

WATANABE Miki

In the research to date on the history of the Liao Dynasty, the reign of Emperor Shengzong 聖宗 (982–1031) is regarded as the turning point in the Dynasty's tribal system, based on the facts that Shengzong 1) reorganized the six nomadic tribes under the leadership of Xiwang 奚王 that had existed since the founding of the Dynasty and 2) formed subjects not of Qidan 契丹 ethnic origin—the Ordo 幹魯梁 people and imperial slaves—into tribes. Since there is no record of any new tribal formation in the *Liaoshi* 遼史 histories from that time on, Shengzong's reign is regarded as marking the completion of the Dynasty's tribal system.

Referred to in the *Liaoshi* as "Shengzong's thirty-four tribes" (Shengzong Sanshisibu 聖宗三十四部), the research to date has inferred that this

tribal collectivity was formed for the specific purposes of firmly establishing a centralized system of governance and expanding the tribal defense forces on the borders, despite the fact that no attempt have yet been made to ascertain the circumstances under which each individual tribe was formed. In order to fill this gap, the present article examines from which tribe each of Shengzong's thirty-four tribes originated through a careful survey of the background and motivation for each tribe's formation.

What this survey reveals is the possibility of classifying the thirty-four tribes into two distinct groups: those people already under the Liao rule prior to Shengzong's reign and those people organized on the occasion of the acquisition of human resources in the expeditions during Shengzong's reign. Furthermore, the purposes behind formation varied from tribe to tribe: for example, compensating for population scarcities, accounting for war captives, the restoration of order on the frontier, and appeasing groups of people to submit to Dynasty rule. In other words, Shengzong's thirty-four tribes were not formed collectively under a consolidated policy of political centralization and border defense, but rather formed separately and incrementally in the process of the Liao Dynasty attempting to solve domestic and foreign problems that had arisen during Shengzong's reign.

Despite the fact that the research to date has viewed the Liao tribal system as depicted in the *Liaoshi* as a self-evident conclusion and has avoided any discussion other than the aims of creating the system as a whole, the author concludes that tracing the circumstances of formation tribe-by-tribe casts doubt on the argument of the research to date that Shengzong conceived his own master plan when reorganizing the tribal system. In the future, only careful examination of conditions evolving over time promises to reveal the actual raison d'etre of the tribes formed under the Liao Dynasty.